

静岡県告示第2862号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づく二級河川馬込川水系河川整備基本方針を定めたので、河川法第16条第5項の規定に基づき告示する。

なお、二級河川馬込川水系河川整備基本方針は、平成28年11月29日から静岡県交通基盤部河川砂防局河川企画課、浜松土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年11月29日

静岡県知事 川 勝 平 太